○法務省令第五十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の五第一項及び第五十条の十三第二項の規定に基づき、弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十一日

法務大臣　岩城　光英

弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部を改正する省令

弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則（平成十三年法務省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則

第一条の次に次の一条を加える。

（外国法事務弁護士法人の業務の範囲）

第一条の二　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の五第一項に規定する法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

一　当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、他人の業務及び財務の状況、資産の価格その他の外国法に関する法律事務に関連する事項について、調査してその結果を報告し、又は証明する業務

二　外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務

三　外国法に関する法律事務に附帯し、又は密接に関連する業務

第二条第一項中「法第三十条の三十」の下に「（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「弁護士法人」の下に「及び外国法事務弁護士法人（以下「弁護士法人等」という。）」を加え、同条第七項中「弁護士法人」を「弁護士法人等」に改める。

第五条第二項中「法第三十条の二十三」の下に「（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「弁護士法人」を「弁護士法人等」に改める。

附　則

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。